

西城地域区域運行（乗合タクシー及び市民タクシー）における運行事業者の 変更（事業継承）に係る運賃について

1. 要旨

現在、有限会社アラキタクシーが運行している西城地域の山家地区、福山地区、八鳥・大佐地区の乗合タクシー及び入江地区の市民タクシーについて、西城交通有限会社が事業を引き継いで運行することの調整が整った。

のことから、西城交通有限会社が引き継ぐ乗合タクシー事業及び市民タクシー事業にかかる運賃について、道路運送法及び庄原市地域公共交通会議運営要綱に基づき、庄原市地域公共交通会議運賃ワーキングの構成員に協議するものである。

2. 協議する運賃

別紙1のとおり

※現在運行している乗合タクシー及び市民タクシーの運賃から変更なし

3. その他の乗合タクシー及び市民タクシー運行概要

(1) 運行事業者

「現 在」

広島県庄原市西城町西城 57 番地 1

有限会社 アラキタクシー 代表取締役 内田 紗子

「継承後」

広島県庄原市西城町大佐 537 番地 1

西城交通有限会社 代表取締役 内田 紗子

(2) 運行路線・区域

別紙2のとおり

(3) 使用車両

①トヨタコンフォート 5人乗り 1台 型式D B A-T S S 11

②トヨタハイエース 10人乗り 1台 型式C B A-T R H229W

4. 運行開始日（予定）

令和8年4月1日

5. 意見を反映させるために必要な措置

市ホームページにて周知及び意見募集を実施（特段の意見なし）